

あなたの管楽器をもっと安心してご愛用いただくために
 落とした、ぶつけた、^{へこ}凹んだ、不慮のアクシデントも保証！
ヤマハ管楽器 長期保証サービス



ヤマハミュージック各店舗で管楽器をご購入された方は、
無料で「ヤマハ管楽器 長期保証サービス」にお申し込みいただけます。

対象楽器

[2019年7月1日以降にヤマハミュージック各店舗で購入されたヤマハ製の以下管楽器]

ピッコロ、フルート、オーボエ、ファゴット、クラリネット、サクソフォン、トランペット、ホルネット、フリーゲルホルン、トロンボーン、ホルン、アルトホルン、バリトン、ユーフォニアム、チューバ、マーチングメロフォン、マーチングフレンチホルン、マーチングバリトン、マーチングユーフォニアム、マーチングチューバ、スーザフォン、木製リコーダー

※上記対象楽器でも学校備品など個人所有以外の楽器は対象外です。

※下記の楽器は全て対象外です。

カジュアル管楽器(ヴェノーヴァ™)、マウスピース、サイレントプラス™(ピックアップミュート™、パーソナルスタジオ™ 単体含む)、ピアノカ、樹脂製リコーダー、片手リコーダー、スケルトンリコーダー、ハーモニカ、オカリナ、ハーモニディレクター、チューナー・メトロノーム、アクセサリー類、アプリ、ヤマハブランド以外の製品

保証サービス名称 (対象の故障内容)	保証期間	修理回数	保証限度額
 物損故障【物損保証サービス】 落下による破損など、トラブルやアクシデントによって生じた故障、損傷、不具合	お買い上げ日から5年間	年1回	10万円(税込)または商品本体購入価格(税込)のいずれか低い金額
自然故障【延長保証サービス】 取扱説明書および注意書きに従って使用したにもかかわらず発生した故障(木製管体割れ、金管息漏れ、嵌合固着など)	メーカー基本保証期間含め5年間 (メーカー基本保証終了の翌日から延長保証サービスに移行)	無制限	保証期間中の累計修理金額が商品本体購入価格(税込)まで

まずはじめに ～申し込みから修理までの流れ～

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
お申し込み  下記のQRコードのページをよくお読み頂き、お買い上げ後2週間以内にお申し込みください。 ※申し込み時にヤマハミュージックメンバーへの会員登録(無料)を行います。	ご用意いただくもの  お申し込み時、必須項目への入力と同時に、レシートもしくは領収書の写真とメーカー保証書の写真の添付をお願いします。	お申し込み後  長期保証書がご自宅に届きます。メーカー保証書と一緒に大切に保管してください。	修理依頼  メーカー保証書と長期保証書をご準備のうえ、購入店舗にて修理をご依頼ください。

ヤマハ管楽器 長期保証サービスの受付期間

2019年7月1日～

詳細はこちら

※上記期間内に、対象楽器をご購入された方が対象となります。

※商品お買い上げ時(またはご自宅に納品された日から)
2週間以内にお申し込みください。

保証規約は裏面にてご確認ください。

<https://www.yamahamusic.jp/shop/event/long-term-warranty>



ご不明点は下記のヤマハミュージック各店舗にお問い合わせください。

株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「当社」という）は、当社のグループ会社である株式会社ヤマハミュージックリテイリングの直営店舗が販売する「ヤマハ管楽器 長期保証サービス」対象製品の購入者であり、第2条の条件を満たすお客様に対し、当社が発行する保証書（以下「基本保証」という）に記載されている内容および本規約の条項に基づいて、第1条に規定する無償修理サービス（以下「本サービス」という）を提供します。

第1条 本サービスの内容

- 対象製品は別表に定める「対象製品」の範囲とします。
ただし、対象製品のうち、別表に定める「対象外製品」・「対象外部品・作業」、およびメーカー保証期間が1年未満の製品等は本サービスの対象とはなりません。
- 本サービスは、「延長保証サービス」および「物損保証サービス」であり、対象事項は次のとおりとします。

	対象事項
延長保証サービス	対象商品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で生じた電氣的・機械的故障の修理
物損保証サービス	対象商品の偶発・外来の事故（水濡れや衝撃など）に伴う損傷及び機能不具合の修理

- 本サービスを受けられる保証期間は次のとおりとします。

	保証期間
延長保証サービス	基本保証の期間終了の翌日以降、対象製品購入日から 最長5年間
物損保証サービス	対象製品購入日から基本保証の期間を含めて 5年間

- 本サービスの保証限度額と修理回数は次のとおりとします。本サービスは、保証限度額かつ修理回数の範囲内で提供されます。

	保証限度額（消費税込）	修理回数
延長保証サービス	累計修理金額が 製品本体購入価格まで	保証期間中 無制限
物損保証サービス	一事故10万円まで 但し、製品本体購入価格を上回らないこと	年間1回

第2条 本サービスの対象者

- 本サービスの対象者は、2019年7月1日以降に、当社のグループ会社である株式会社ヤマハミュージックリテイリングの直営店舗で対象商品を新規購入した個人のお客様のうち、「ヤマハミュージックメンバーズ」サイト（<https://member.jp.yamaha.com/>）内の「ヤマハ管楽器 長期保証サービス」にお申し込みされたお客様とします。
- 前項のお申し込みにあたっては、本規約に同意していることが前提となります。
- お客様のお申し込み後、当社が、お客様が本規約の条件を満たしていないと判断した場合または当社がお申し込みをお断りする事情があると判断した場合、お申し込みをお断りすることがあります。

第3条 修理の申込み

- 本サービス期間中に対象製品に故障または損傷・機能不具合（以下「故障等」という）が生じた場合、購入者は対象製品の購入店にメーカー保証書・長期保証書を提示して修理の依頼をすることとします。
- 物損保証サービスを受ける場合は、事故や損傷・機能不具合の発生状況等をできるだけ詳しくご説明をしていただきます。ご説明内容が十分な場合、保証できないことがあります。
- 出張修理は修理受付日から30日以内に初回訪問ができなかった場合は、当該修理ご依頼は撤回されたものと見做します。保証サービス期間中に発生した故障等につきましては、速やかに修理のご依頼と修理実施の予約をお願いいたします。
- 本サービス期間中に発生した故障等でも、本サービス期間終了後の修理ご依頼は無効となります。
- 修理費用が保証限度額を超えた場合は、購入者に超過した分の費用をご負担いただきます。

第4条 修理対応区分（出張修理・持込修理）

- 基本保証の修理対応区分が「出張修理」の場合に限り出張修理を行います。
- 保証サービス期間内であっても、離島および遠隔地への出張修理については出張に要する費用等を購入者が負担するものとします。
- 基本保証の修理対応区分が「持込修理」の場合は、対象製品の購入店または当社が指定する修理拠点まで対象製品をお持込みいただく、送付いただいた上で修理を行います。

第5条 代替品（製品交換）の提供

- 修理が不可能もしくは、事由を問わず修理が適当では無いと当社が判断した場合は、同製品または当社が指定する同等製品（以下「代替品」といいます）との交換をもって修理に代えるものとし、本サービスの期間内であっても、これにより本サービスは終了するものとします。
- 代替品の提供にあたって、購入者は当社に対して製品の機種又は品名その他の指定を行うことはできないものとします。

第6条 本サービスの対象外となる事由（延長保証サービス、物損保証サービス共通）

- 次のような場合には、保証サービス期間内でも、本サービスの対象とはなりません。
 - ヤマハミュージックメンバーズ会員を退会された場合
 - 第3条に定める手続き以外で対象製品の修理を依頼された場合
 - メーカー保証書・長期保証書の提示がない場合、あるいは内容確認ができない場合
 - 保証書記載の情報と、連絡先および修理依頼書類に相違がある場合
 - 対象製品の取扱説明書に記載された、お手入れ、調整（清掃、リカバリー、バージョンアップ、設定等）の範囲に該当する場合
 - 故障の原因が、対象製品本体以外の設備箇所（電線、電源等）にある場合
 - 取付工事に起因して対象製品に不具合が生じた場合
 - 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲（外観不良、変質、変色、退色、錆、傷、カビ、やつれ、その他類似の事由）に該当する場合
 - 一般家庭用以外（例えば、業務用、学校教材用、音楽教室教材用、車輻、船舶への搭載等）での使用によって発生した故障等
 - 当社への連絡無く当社が定める修理機関以外で修理した場合
 - 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた対象製品の故障等
 - 管理の不備、増設または改造行為等によって生じた対象製品の故障
 - 増設機器、周辺機器、ソフトウェアとの相性による動作の不具合
 - 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、維持・管理の不備または改造
 - 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧
 - 火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶発かつ外来の事由による対象製品の故障等
 - 盗難、置き忘れまたは紛失による場合

- 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）
 - 故意・意図的な行為、過失、乱用による対象製品の取扱いは使用により故障等が生じた場合
 - 対象製品がリコールされ、リコールの原因となった部位に故障等が生じた場合
 - 保証サービス期間中に発生した故障等でも、本サービス期間終了後に修理依頼された場合
 - 対象製品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼の場合
 - 対象製品の修理を依頼された際、故障等の内容が再現しない場合、または保証サービスの対象外の原因による故障等であることが判明した場合
 - HDD、SSD等の記憶媒体の不良に起因して対象製品に記録されたデータが破壊された場合
 - 消耗部品（バッテリー、フェルト等）交換、および、これに起因する場合
 - 対象製品の機能および使用に影響の無いと判断される損害（外観、液晶の画面焼けやドット抜けおよび輝度低下を含む）である場合
 - 対象製品の付属部品（ケース、キャップ、カバー等を含む）、周辺機器、アクセサリ、ソフトウェア等、対象製品に同梱されていない製品の故障や相性に起因した故障等である場合
2. 次の損害などについては保証サービスの対象とならないものとします。
 - メーカー指定外品の取付け部
 - 故障等ではない製品固有の音色または音質の変化
 - 対象製品の故障等に起因して、他財物（ワドワケ含む）に生じた故障、損傷、不具合、対象製品その他の財物が使用出来なかったことによる生じた損害、身体に生じた損害（傷害に起因する死亡および精神的、経済的損失を含む）
 - 購入者付加品（ラベル、シール、サイン、塗装、刻印など）

第7条 延長保証サービスの対象外となる事由

次のような場合には、直接的・間接的に関わらず、保証サービス期間内でも本サービスの対象とはなりません。

- 落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩による場合
- 虫食い、ねずみ食い、変質・変色その他類似の事由による場合

第8条 物損保証サービスの対象外となる事由

次のような場合には、保証サービス期間内でも、本サービスの対象とはなりません。

- 偶発、外来の事故が伴わない、または起因しない損害・機能不具合
- 製品輸送中に生じた表面的又は製品機能面に影響のない対象製品の損傷・機能不具合
- 延長保証サービスで保証される故障

第9条 遵守義務

購入者が本規約の定めに対し、当社が本サービスを提供することにに対し損害を与えたと当社が判断した場合、当該購入者は本サービス期間内であっても保証サービスの提供を受けられない場合があるものとします。

第10条 見解相違の場合

故障等の認定などについて、当社と購入者等の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができます。

第11条 その他留意点

- 本サービスは、日本国内において販売され、日本国内において使用される対象製品にのみ有効です。
- 対象製品の使用、故障等および修理によって生じた対象製品または接続製品内に保存されたデータの毀損・消失等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 製品の脱着、搬入出等の追加作業（設備工事、クレーン作業、本体の移動）および、法令に基づき要求される廃却処理のために必要な諸経費等は購入者が負担するものとします。
- 利用者が利用規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡、貸与等することはできません。
- 交付した長期保証書は再発行いたしません。大切に保管してください。
- 本サービスは、基本保証および本規約に基づき修理を行うものであり、それ以外の損害を補償するものではありません。

第12条 利用契約事項の変更の届出

利用者は、住所・氏名・電子メールアドレス・電話番号等に変更があったときは、速やかに「ヤマハミュージックメンバーズ」サイト上に掲載する所定の手続に従い、届け出ていただきます。届け出がない場合、本サービスをご利用いただけません。詳細は下記サイトにて確認ください。

第13条 個人情報の取扱い

当社は、氏名、住所等、購入者の個人情報を含む本書表面記載事項に関し、本サービスを円滑に運営する目的で取得します。本サービスにおける個人情報の取り扱いについては、「ヤマハミュージックメンバーズ」プライバシーポリシーに準拠いたします。詳細は下記サイトにて確認ください。
<https://member1.jp.yamaha.com/policy/>

第14条 規約の変更

- 当社は、独自の判断で本規約を変更することができるものとします。
- この場合、変更事項は、お客様に対し、電子メールの送信、本サイト上への掲載などの方法で変更の効力発生日の30日前にお知らせします。
- 本規約の変更に関し反対のお客様は、本規約の変更の効力発生日までの間に当社に通知し本規約を解約することができます。

対象製品	対象外製品	対象外部品・作業
ヤマハブランド製品のうち、管楽器、木製リコーダー	オカリナ、マウスピース等、アクセサリ類、アプリ、ヤマハブランド以外の製品	消耗部品交換（タンポ、コルク、フェルト、リード等）、経時変化または酸化などによる塗装面及び金属面の自然な退色・変色、過湿・過乾燥によって生じる故障、損傷及び不具合の修理、連絡バランス・タンポ合わせ・ピストン抜き差しなどの調整、木管楽器の木部割れの管体交換、定期メンテナンス

【主な適用例】

延長保証サービス：木製管体割れ、金管息漏れ、嵌合固着など
物損保証サービス：変形（へこみ、ねじれ、ゆがみ）、部品外れなど
※対象製品の詳細は店舗で発行のお申込書およびヤマハミュージックメンバーズサイトにて確認いただけます。
<https://member.jp.yamaha.com>

